

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇規則 鳥取県広告物審議会規程の一部改正
- ◇告示 計量器定期検査の実施
建設業者の登録
- 鳥取県乳牛産乳能力検定指導事業実施要綱
- 移入禁止区域の解除
- 牛の流行性感冒及び馬の流行性脳炎の予防注射の実施
- 牛の流行性感冒予防注射の実施
- ◇公安告示 聴聞会の開催
- ◇公告 二級建築士資格試験の合格者

規 則

鳥取県広告物審議会規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年八月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十五号

鳥取県広告物審議会規程の一部を改正する規則

鳥取県広告物審議会規程（昭和二十四年十二月鳥取県規則第百十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号及び第三号を次のように改める。

二 商工労働部長

三 警察本部長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三百五十六号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百四十条の規定により、岩美郡の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和三十五年八月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査期日	検査区域	検査場所
九月六日	岩美郡岩美町	東小学校
七日	"	田後漁業協同組合
八日	"	浦富農業協同組合
九日	"	蒲生保育園
十二日	"	岩井消防屯所
十三日	"	小田農業協同組合
十四日	"	本庄保育園
十五日	"	網代公民館
十六日	"	大岩保育園
二十二日	津ノ井村	津ノ井小学校
二十四日	国府町	大成農業協同組合 大茅支所

鳥取県告示第三百五十七号
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により、次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和三十五年八月二日
鳥取県知事 石 破 二 朗

検査期日	検査区域	検査場所
二十六日	"	大成農業協同組合
二十七日	"	宇倍野農業協同組合 谷支所
二十八日	"	宇倍野農業協同組合
二十九日	"	福部村 福部中学校
三十日	"	"

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録 第五〇一号	昭三五、四、二八	入江組	東伯郡赤碓町赤碓一一六八の二	入江 長治
" 五〇二	"	有本建設	八頭郡河原町大字小畑	有本 尊輝
" 五〇五	"	(有)井中組	倉吉市福吉町三丁目	井中 光雄

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所所在地	申請者氏名
" 三二六	"	山本建設(株)	鳥取市瓦町	山本幸三郎
" 五〇八	"	尾崎建設(有)	東伯郡羽合町宇野八〇七	尾崎 輝雄
" 五一〇	"	松原建設	米子市車尾一八六	松原 武茂
" 五一二	"	西村組	日野郡根雨町大字下榎	西村 益眉
" 四三一	"	北出建築(株)	米子市角盤町二丁目	北出巳之吉
" 一一四	"	八誠土建	八頭郡船岡町	田村 政一
" 三三〇	"	鳥取電気工事(株)	鳥取市東品治町一六六	大橋 周治
" 一一一	"	神谷工務所	岩美郡岩美町院内	神谷 義晴
" 一二三	"	太陽土建	八頭郡智頭町	木村徹二郎
" 一一八	"	笠田組	東伯郡泊村泊七八七	笠田 豊
" 一五八	"	美保建設(株)	米子市東町一一七	天野 豊作
" 五二五	"	(有)福田工務店	" 道笑町二丁目一九八	福田 考寿
" 五二五	"	(有)永見組	境港市佐斐神町	永見 至誠
" 一三三	"	(有)藤本組	西伯郡岸本町吉長	藤本源四郎
" 三三四	"	東組	鳥取市元鑄物師町	東口光太郎
" 三三一	"	三和組	八頭郡智頭町郷原	寺井金太郎
" 四三三	"	中村建設(有)	日野郡根雨町根雨	中村 周治
" 四三三	"	岡嶋建設	八頭郡那家町大字万代寺	岡嶋 義美

る検定日誌に記入し、検定指導員の巡回日に、検定指導員の点検を受けるものとする。

第八条 検定指導員は、各地区に一人を配置する。ただし、やむを得ない理由のあるときは、一地区に二人を配置することができる。

第九条 検定指導員は、地区内の県畜産関係施設（以下「地区内畜産施設」という。）に駐在するものとする。ただし、地区内畜産施設を利用することができない場合には、当該地区の地区内畜産施設以外の施設（以下「地区内畜産外施設」という。）に駐在し、地区内畜産外施設を利用することができない場合には、当該地区外のものよりの県畜産関係施設（以下「地区外畜産施設」という。）に駐在するものとする。

第十条 検定指導員は、次の各号の区分による長の監督の下に、この要綱の定めるところにより一月平均実頭数百頭以上につき、検定指導を行なうものとする。

一 地区内畜産施設又は地区外畜産施設に駐在する場合、当該施設の長

二 地区内畜産外施設に駐在する場合は、当該施設のもよりの県畜産関係施設の長

第十一条 検定指導員の担当する業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 検定指導の円滑な実施をはかるため、あらかじめ巡回計画を作成すること。
- 二 検定指導開始日よりおおむね一月に二回の割合で受検農家を巡回し、様式第三号による巡回記録簿に所要事項を記入すること。
- 三 各巡回日に次の事項を行なうこと。
 - イ 検定日誌の点検
 - ロ 体重測定又は体重推定尺若しくはフローワイン氏法による体重推定
 - ハ 乳量、乳脂率、体重及び妊娠の状態等に応じた飼料の給与についての指導
 - ニ その他必要な事項についての指導
- 四 一頭ごとに各々乳時の乳量に比例するよう採取した混合供試乳又は各々乳時のそれぞれの供試乳

について「ゲルベル」氏法又は「ヴァブコック」氏法による乳脂率の検定を検定指導期間中に三回実施し、様式第四号による乳脂率検定記録簿に記入するとともに、受検農家に通知すること。

五 検定日誌の記載事項及び乳脂率の検定の結果に基づき、乳量、平均乳脂率、乳脂量及び飼料給与量を集計し、検定指導の終了後又は中止後三十日以内に様式第五号による産乳能力検定成績書により受検農家に通知するとともに、知事に報告すること。

(検定指導の中止)

第十二条 検定指導の対象となつてゐる乳牛が次の各号の一に該当するときは、検定指導を中止する。

- 一 在胎日数百八十日以上で流産し、又は早産したとき。
- 二 疾病その他の事故により、検定指導の継続が困難となつたとき。
- 三 売却されたとき。（売却先の農家が同一地区内に所在し、かつ、当該乳牛につき検定指導を継続して

受けることを希望する場合を除く。）

(証明書の交付)

第十三条 知事は、検定指導を終了した牛の所有者に対して様式第六号による乳牛産乳能力検定証明書を交付する。

附 則

この要綱は、昭和三十五年八月二日から施行する。

様式第一号

検定番号

乳牛産乳能力検定指導申請書

昭和 年 月 日

鳥取県知事殿

住所
氏名

鳥取県乳牛産乳能力検定指導事業実施要綱第六条により、下記の牛について検定指導を受けたいから申請します。

記

1. 品 種 オルスタイン種 (種・種采)
2. 名 号 登録番号 生年月日 昭和 年 月 日
3. 血 統 父 母 登録番号
4. 種付年月日 年 月 日 産 (分娩年月日) 年 月 日
5. 分娩予定年月日 年 月 日 産 (分娩年月日) 年 月 日
6. 検定指導開始
予定年月日 年 月 日 (検定指導開始
年 月 日)

01004

01005

様式第二号

検 定 日 誌

No.

検定番号

指導期間 年 月 日 至 年 月 日 日間

名 号	飼 養 者	飼 料												粗飼料 量	T.D.N	粗飼料 濃厚飼料	D.C.P	粗飼料 濃厚飼料	D.C.P	
		粗 飼 料				精 飼 料				濃 厚 飼 料										
1 回	2 回	3 回	4 回	計	自・購	自・購	自・購	自・購	自・購	自・購	自・購	自・購	自・購	自・購	自・購	自・購	自・購	自・購		
1	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	
2																				
31																				
合計																				

乳脂率 検定	検定指導開始 日	検定指導開始 日	成 分		粗飼料、濃厚飼料 別給与量	T.D.N	粗飼料 濃厚飼料	D.C.P	粗飼料 濃厚飼料	D.C.P
			給与量	%						

本月の乳脂率	Kg	本月の平均乳脂率	%	粗飼料、濃厚飼料 別給与量	T.D.N	粗飼料 濃厚飼料	D.C.P	粗飼料 濃厚飼料	D.C.P

体 重	Kg	飼料給与量合計	T. D. N	粗飼料 濃厚飼料	D.C.P	粗飼料 濃厚飼料	D.C.P

摘要

様式第四号

乳 脂 率 検 定 記 録 簿

回数	検査番号		検査年月日	検査開始日	検査終了日	乳脂率	検査年月日	検査開始日	検査終了日	乳脂率
	名	号								
第1回	検査指導開始年月日		.	.	.	%	.	.	.	%
	検査指導開始日	検査終了日								
第2回	検査指導開始年月日		.	.	.	%	.	.	.	%
	検査指導開始日	検査終了日								
第3回	検査指導開始年月日		.	.	.	%	.	.	.	%
	検査指導開始日	検査終了日								

様式第三号

巡 回 記 録 簿

年 月

- 注
1. 検査番号欄は、個体の検査番号とする。
 2. No.欄は検査指導開始の月より1~10とする。
 3. 検査指導の日は1~5月を31.6~10月を30日とする。
 4. 飼料給与量欄の最上欄は飼料の種類を記入し、自給飼料は「自」購入飼料は「購」を○で囲むこと。
 5. 摘要欄には乳牛の種付、疾病、検査指導員の巡回日その他指導上必要な事項を記入すること。
 6. 乳量、飼料給与量の合計はできるだけ農家が算出すること。

日 曜	巡回した検査指導牛の号	乳脂率検査を行なった牛の検査番号	その他特記事項
1			
2			
3			
30			
31			

様式第五号 産乳能力検定成績書

品種	種	種系	名号	登録番号	登録番号	切産分娩年月日	生年月日	飼養者住所氏名	検定番号	検定員	⑩				
父	母			登録番号	登録番号	分娩年月日									
血統				登録番号		分娩時年齢・産次									
						最終種付年月日									
項目	期間	日数	搾乳回数	乳量 (kg)	乳脂率 (%)	乳脂量 (kg)	体重 (kg)	標準量 (T.D.N, D.G.P) (kg)	飼料給与量 (T.D.N, D.G.P) (kg)	標準量に対する飼料給与量の割合 (T.D.N, D.G.P) (%)	能力指数	1日最高乳量	分娩後	日	kg
1	自至	31	1 2 3 4												
2	自至	31													
3	自至	31													
4	自至	31													
5	自至	31													
6	自至	30													
7	自至	30													
8	自至	30													
9	自至	30													

粗飼料	T.D.N	D.G.P
濃厚飼料	粗1濃	粗1濃
別割割合	%	%
自給・購入別割合	T.D.N	D.G.P
	自1騰	自1騰
	%	%
飼料の利用率	可消化養分総量 (T.D.N) 100kg	kg
	当乳脂生産量	
	可消化粗蛋白質 (D.U.P.) 100kg	kg
	当乳脂生産量	

10	自至															
合計 (又は平均)																

(種写式……4枚毎に厚紙とし、厚紙は農家に、他の3枚は検定指導員の控、都道府県ならびに農林省への報告にあてる。)

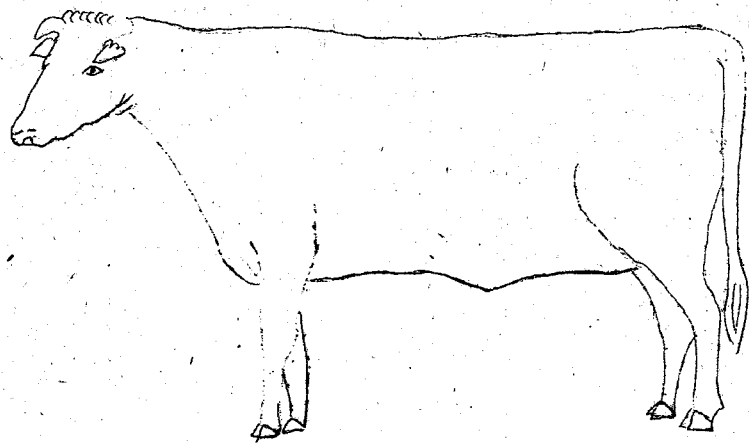
注 摘要欄に
 1. 疾病その他により乳量、乳脂率に甚だしい変化があった場合
 2. 飼養者の変更があった場合
 3. その他指導上必要な事項を記載する。

1011

01011

15 昭和35年8月2日 火曜日 鳥取県公報 第3145号

(裏)



血 父
統 母

祖父
祖母
祖父
祖母

所 有 者	所有年月日	住 所	氏 名

01010

昭和35年8月2日 火曜日 鳥取県公報 第3145号 14

様式第六号 (表)

No.

乳牛産乳能力検定証明書

種

名 号

生年月日 昭和 年 月 日

所有者

成 績

検定期間 昭和 昭和 年 月 日より 日 日間

分娩時年令 才 月 産 次 産

総 乳 量 Kg 搾乳回数 回数

平均乳脂率 % 能力指数

総 乳 脂 量 Kg

一日最高乳量 Kg

飼料消費量 可消化養分総量 Kg
可消化粗蛋白質 Kg

最終種付年月日 昭和 年 月 日

検定終了時妊娠日数 日

鳥取県乳牛産乳能力検定指導事業実施要綱に基づき検定を行ない
上記の成績を得たことを証明する。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名 印

鳥取県告示第三百五十九号

昭和三十五年六月鳥取県告示第二百七十号による豚その他の物品の移入禁止区域(山口県)の指定は八月二日限り解除する。

昭和三十五年八月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百六十号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の流行性感胃及び馬の流行性脳炎予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛及び馬の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十五年八月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 牛の流行性感胃及び馬の流行性脳炎

予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛の流行性感胃予防注射

牛。ただし、生後三月以内及び分べん後一月以内のものを除く。

馬の流行性脳炎予防注射

馬。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射、駆除の方法

牛の流行性感胃予防注射

牛流行性感胃予防液皮下注射

馬の流行性脳炎予防注射

流行性脳炎予防液皮下注射

別表一 牛の流行性感胃予防注射

実施期日 第一次 第二次 実施区域 実施場所

八月 八月 西伯郡岸本町 八郷家畜検診所
二十二日 二十六日
二十三日 二十七日

二十四日 二十九日 会見町 賀野
二十五日 三十日 〃 〃

別表二 馬の流行性脳炎予防注射

実施期日 実施区域 実施場所

八月二十日 米子市巖 巖家畜検診所
二十二日 西伯郡会見町手間 手間
二十三日 〃 賀野 賀野
二十四日 米子市成実 成実
西伯郡日吉津村 日吉津
米子市五千石 五千石
〃 〃 尙徳 尙徳

鳥取県告示第三百六十一号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の流行性感胃予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十五年八月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 牛の流行性感胃予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛。ただし、生後三月以内及び分べん後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射、駆除の方法

牛流行性感胃予防液皮下注射

別表

実施期日 第一次 第二次 実施区域 実施場所

八月六日 八月十日 鳥取市吉岡 吉岡家畜検診所
〃 〃 〃 〃 大和 大和
〃 八日 〃 十一日 〃 大郷 松原
〃 〃 〃 〃 〃 豊実 宮谷
〃 十二日 〃 十六日 〃 〃 末恒 小沢見

